

祖父江町地内に 環状交差点（ラウンドアバウト） が完成しました。



開通日：令和5年9月29日

ラウンドアバウト道路標識

環状交差点（ラウンドアバウト）とは

環状交差点とは、信号機のない円形の交差点のことで、道路標識により車両がその部分を右回り（時計回り）に通行することを指定しているものをいいます。交差点中央に中央島という円形の島があり、交差点内に進入した車両は、環状の道路を中央島に沿って右回りで走行し、それぞれの道路へ流出します。

環状交差点では、環道内の車の速度が抑えられ、対向車がなく一方通行であることから、車両どうしの正面衝突などの重大な事故が起こりにくくなります。また、信号機がないため、停電した場合に通常と同じような交通機能を維持できます。



↑9月末現在写真

安全に十分気をつけて
利用しよう！



©稲沢市 いなっぴー

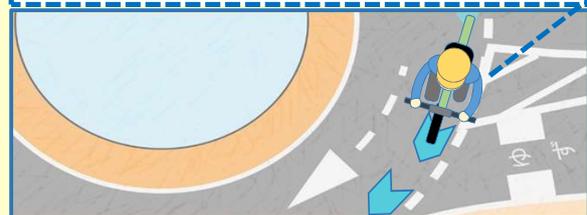
環状交差点（ラウンドアバウト）の通行ルールについて

●自動車・二輪車の通行ルール

- ①環状交差点内の通行**
環道は時計回りの一方通行です。反対回りや駐車停車をしてはいけません。できる限り左側を徐行しましょう。環状交差点内を通行している車両が優先ですので、交差点内を通行している車両等の進行を妨げてはいけません。
- ②交差点に入る前**
環道内を走行する車両に注意して運転しましょう。徐行して環道内に左折進入しましょう。（ウィンカーは不要）
- ③交差点から出るとき**
環道から出るときは、左ウィンカーを出し、交差点を出るまで合図を出し続けましょう。※自転車の巻き込みには十分注意してください。

●自転車の通行ルール

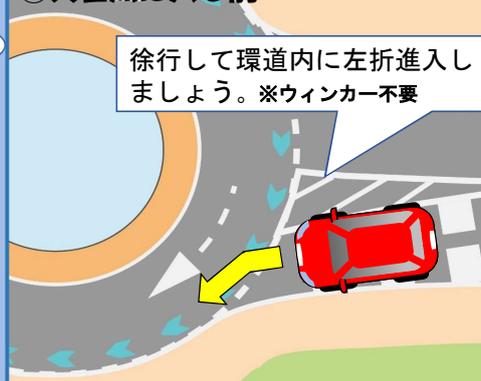
- ・車と同じく徐行し、安全確認して環道内に進入しましょう。自動車と同じ時計回り通行です。環道外側の矢羽根（青色矢印▶）部分を走行しましょう。



①環状交差点の通行



②交差点に入る前



③交差点から出るとき

